

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 7 月 14 日 (金) 第 8 9 1 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良事業計画の変更の認可 (480) (中部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) 2
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 2
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 3

告 示

鳥取県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区が行う土地改良事業（北条砂丘土地改良区営維持管理事業 北条砂丘土地改良区地区 維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成29年7月5日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

平成29年7月14日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成29年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年7月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年7月21日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1） 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
 - （2） その他

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成29年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
 - （1） 8・9月入隊要員（男子）
 - ア 陸上要員：若干名
 - イ 海上要員：若干名
 - ウ 航空要員：若干名
 - （2） 8・9月入隊要員（女子）
 - ア 陸上要員：若干名
 - イ 海上要員：若干名
 - ウ 航空要員：若干名
- 2 募集期間
平成29年7月18日（火）から同月31日（月）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - （1） 試験期日
平成29年8月6日（日）
 - （2） 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

採用予定通知書で通知

7 応募資格

採用予定月の 1 日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第 1 項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年 7 月14日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 8 月14日 午後 1 時から午後 4 時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5 人
平成29年 8 月28日 午後 1 時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 8 月22日 午前10時から午後 4 時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6 人
平成29年 8 月29日 午前10時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃
平成29年 8 月29日 午前 9 時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3 人

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。